

大牟田・荒尾清掃施設組合告示第10号

一般廃棄物処理施設の設置に係る生活環境影響調査の結果の 縦覧について

大牟田・荒尾清掃施設組合が一般廃棄物処理施設を設置しようとするので、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第9条の3第2項及び大牟田・荒尾清掃施設組合が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続に関する条例（令和5年条例第8号）第3条の規定により次のとおり告示し、当該施設に係る報告書等（同条例第1条に規定する報告書等をいう。以下同じ。）を公衆の縦覧に供する。

なお、当該施設の設置に関し利害関係を有する者は、令和6年1月25日までに、大牟田・荒尾清掃施設組合管理者に生活環境保全上の見地からの意見書を提出することができる。

令和5年12月11日

大牟田・荒尾清掃施設組合管理者 関 好 孝

1 縦覧の場所

- (1) 大牟田・荒尾清掃施設組合事務局（大牟田市役所南別館1階）
- (2) 荒尾市役所環境保全課
- (3) 大牟田・荒尾RDFセンター

2 縦覧の期間及び時間

(1) 縦覧の期間

令和5年12月11日（月）から令和6年1月11日（木）まで（大牟田・荒尾清掃施設組合の休日を定める条例（平成2年条例第2号）第1条第1項に定める組合の休日を除く。）

(2) 縦覧の時間

午前8時30分から正午まで及び午後1時から午後5時15分まで

3 報告書等の概要

(1) 施設の名称

（仮称）大牟田・荒尾清掃施設組合 ごみ処理施設

(2) 施設の設置の場所

大牟田市健老町473番1ほか

- (3) 施設の種類
焼却施設（エネルギー回収型廃棄物処理施設）
- (4) 施設において処理する一般廃棄物の種類
可燃ごみ、可燃性粗大ごみ、可燃性残渣（大牟田市リサイクルプラザ、
荒尾市ごみ中継施設）及び災害廃棄物
- (5) 施設の処理能力
156 t / 24 h（78 t / 24 h × 2 炉）
- (6) 実施した生活環境影響調査の項目
大気質、騒音、振動及び悪臭

4 意見書の提出

- (1) 提出期限
令和6年1月25日（木）
- (2) 提出方法
 - ア 持参 大牟田・荒尾清掃施設組合事務局又は荒尾市役所環境保全課
 - イ 郵便 〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地 大牟田
・荒尾清掃施設組合事務局宛て
 - ウ ファックス 0944-41-2727
 - エ 電子メール e-rdfcenter@city.omuta.fukuoka.jp

5 意見書の記載事項

- (1) 氏名及び住所（法人にあつては、名称、代表者の氏名及び登記された
事務所又は事業所の所在地）
- (2) 施設の名称
- (3) 生活環境の保全上の見地からの意見